

潜水器漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
13-3-2	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第4号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和5年6月30日までとする。